

跡見学園女子大学教員選考資格審査基準

第一条 この基準は、跡見学園女子大学教員選考規程（以下「選考規程」という。）第十七条に基づき、大学の教員の採用及び昇任に必要な資格を審査するために定める。

第二条 大学における教育を担当する教育上の能力については、選考規程第十四条第1項に基づき、次の例に従って審査する。

- 一 教育経歴・教育経験については、教授とする際には大学における准教授以上の経験が通算5年以上かつ助教以上の経験が通算10年以上、准教授とする際には大学における助教以上の経験が通算5年以上、助教とする際には大学院博士課程を修めた経験があること
- 二 教育方法実践、教材制作、大学での評価及び職務上の実績等については、評価に値する事項が、教授とする際には通算7点以上、准教授とする際には通算5点以上あること
- 2 講師とする際には、前項各号の教授又は准教授とする際の例に従って審査する。

第三条 前条第1項第一号の准教授とするに必要な教育経歴・教育経験については、大学において助手又はこれに準ずる職員としての経験（外国におけるこれらに相当する職員としての経験を含む。以下同じ。）が11年以上あること、又は研究所、試験所、調査所等に在職した経験が10年以上あることで代えることができる。

2 前条第1項第一号の助教とするに必要な教育経歴・教育経験については、大学において助教又はこれに準ずる職員としての経験が3年以上あること、又は研究所、試験所、調査所等に在職した経験が5年以上あることで代えることができる。

3 前2項を適用するにあたっては、大学院修士課程を修めているときは2年を、大学院博士課程を修めているときは5年を控除することができる。

第四条 第二条第1項第二号の教育方法実践については、公開の教育方法実践授業又は教育方法実践報告を評価し、採用にあたっては、その実績を証する資料又は本学における試験によってそれを行い、昇任にあたっては、権威ある学会等又は本学における実施によってそれを行う。その評価にあたっては、2点の範囲で評価することができる。

2 第二条第1項第二号の教材制作については、公刊・公表されたもの又は非公刊・非公表の教材に詳細な活用方法を付した報告書を評価する。その評価にあたっては、2点の範囲で評価することができる。

3 第二条第1項第二号の大学での評価については、公開授業又は公表された授業実施報告若しくは研究報告等を評価し、採用にあたっては、その実績を証する資料又は本学における試験によってそれを行い、昇任にあたっては、権威ある学会等又は本学における実施によってそれを行う。その評価にあたっては、教授の経験を持つ者には5点の範囲で、准教授の経験を持つ者には4点の範囲で、助教の経験を持つ者には3点の範囲で、これ以外の経験を持つ者には2点の範囲で評価することができる。

4 第二条第1項第二号の職務上の実績等については、それを証する資料を評価する。その評価にあたっては、2点の範囲で評価することができる。

第五条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第二条第1項で規定する教育上の能力を有する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し、公刊され

た博士論文の他に、12点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、平成3年6月以前に博士の学位を取得した者については、公刊された博士論文を評価して5点の範囲で後者に算入することができる。

二 博士論文に相当する公刊された著書の他に、12点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、公刊された著書を評価して5点の範囲で後者に算入することができる。

三 大学において専任の教授、准教授、講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。以下同じ。）があり、その経歴の始点以降に達成した10点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、大学評議会又は教授会が定める専攻分野については、それにふさわしい発表機会で国際的、全国的に評価された10点に相当する実績で「研究上の業績」に代えることができる。

四 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていることを認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された12点に相当する実績を有する者

五 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された12点に相当する実績を有する者

第六条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第二条第1項で規定する教育上の能力を有する者とする。

一 博士の学位を有し、公刊された博士論文の他に、7点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、平成3年6月以前に博士の学位を取得した者については、公刊された博士論文を評価して5点の範囲で後者に算入することができる。

二 博士論文に相当する公刊された著書の他に、7点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、公刊された著書を評価して5点の範囲で後者に算入することができる。

三 大学において専任の教授、准教授、講師又は助教の経歴があり、その経歴の始点以降に達成した5点に相当する研究上の業績を有する者　ただし、大学評議会又は教授会が定める専攻分野については、それにふさわしい発表機会で国際的、全国的に評価された5点に相当する実績で「研究上の業績」に代えることができる。

四 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていることを認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された7点に相当する実績を有する者

五 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、9点に相当する研究上の業績があると認められる者

六 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有し、博士課程の単位を修得しているときには8点に相当する研究上の業績、それ以外のときは9点に相当する研究上の業績を有する者

七 研究所、試験所、調査所等に在職した経歴があり、9点に相当する研究上の業績を有する者

八 専攻分野について、優れた知識及び経験を認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された9点に相当する実績を有する者

第六条の二 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第二条第2項で規定する教育上の能力を有する者とする。

- 一 前二条に規定する教授または准教授となることのできる者
- 二 大学において専任の教授又は准教授の経験がある者
- 2 兼任の講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第二条第2項で規定する教育上の能力を有する者とする。
 - 一 前項各号のいずれかに該当する者
 - 二 第七条に規定する助教となることのできる者

第七条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、第二条第1項で規定する教育上の能力を有する者とする。

- 一 博士の学位を有し、公刊された博士論文の他に、1点に相当する研究上の業績を有する者
- 二 博士論文に相当する公刊された著書の他に、1点に相当する研究上の業績を有する者
- 三 大学において専任の教授、准教授、講師又は助教の経験がある者
- 四 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていることを認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された4点に相当する実績を有する者
- 五 大学において助手又はこれに準ずる職員としての経験があり、4点に相当する研究上の業績があると認められる者
- 六 修士の学位を有し、博士課程の単位を修得しているときには3点に相当する研究上の業績、それ以外のときは4点に相当する研究上の業績を有する者
- 七 研究所、試験所、調査所等に在職した経験があり、4点に相当する研究上の業績を有する者
- 八 専攻分野について、優れた知識及び経験を認めることのできる発表機会で国際的、全国的に評価された4点に相当する実績を有する者
- 九 大学評議会又は教授会の定める特殊な専攻分野について、4点に相当する実績を有する者

第八条 選考規程第十三条第一号により助手を採用するときは、提出論文を審査して、助手としての能力を評価しなければならない。

2 選考規程第十三条第二号により助手を採用するときは、提出論文又は経歴調書を審査して、助手としての能力を評価しなければならない。

第九条 大学に相当する又はそれに準ずる高等教育研究機関等の専任の教授、准教授、講師及び助教としての教育経験・教育経験は、大学におけるそれぞれの教育経験・教育経験と同等に扱う。

2 大学又は大学に相当する若しくはそれに準ずる高等教育研究機関等の兼任の教員としての教育経験・教育経験は、その専任の教員としての教育経験・教育経験に重ならない期間について、大学における専任の教員としての教育経験・教育経験の二分の一として扱う。

3 中等教育機関等における教育職としての教育経験・教育経験は、大学における助教としての教育経験・教育経験の二分の一として扱う。

第十条 教育上の能力及び研究上の業績を評価するときは、同一又は類似若しくは包含関係にある業績については、そのうち代表的なものをいずれか一方において一度だけ評価することを原則とし、特に評価できる場合を除き重複して評価してはならない。

第十一条 教授会は、この基準を下回らない範囲で、大学の教員の採用及び昇任に必要な資格を審査する

基準をさらに詳細に定めることができる。

第十二条 この基準に定める他に必要な事項は、大学評議会の議を経て学長の定めるところによる。

第十三条 この基準の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1. この基準は、平成十四年四月一日から実施する。

一 跡見学園女子大学教員選考規程細則及び跡見学園女子大学教員選考規程読み替え基準を廃止する。

附 則この基準は、平成十九年四月一日改正実施する。